

介護保険住宅改修申請の方法

①介護保険の住宅改修の内容をご確認の上、要介護の方は担当のケアマネジャー、要支援の方は地域包括センターにご相談してください。

介護保険住宅改修対象種別

- 手すりの取り付け ○ 段差解消 ○ 床材の変更 ○ 引き戸等への取替え
- 洋式便器への取替え ○ 上記に付帯する工事



②住宅改修事業者から見積りを取ってください。
ケアマネジャーの作成した理由書をもとに改修業者から見積りを取ってください。介護保険の住宅改修の上限は20万円(内1割～3割は自己負担)です。



③町民課 高齢者支援係に下記の書類を揃えて事前に申請をしてください。

- 居宅介護支援住宅改修費申請書
(受領委任払制度を利用する場合は委任払届出書を添付)
- ケアマネジャーが作成した住宅改修を必要とする理由書
- 住宅改修の内容及び金額が確認できる見積書及び内訳書
- 住宅改修箇所の工事前の写真(日付が入っているもの)及び図面
- 所有者の住宅改修承諾書(利用者が所有していない場合。)



④町が確認後、申請者に「介護保険住宅改修事前審査結果について」を通知いたします。



⑤工事着工 (工事の途中で変更がある場合は再申請が必要です。)
工事完了



⑥工事完了後に、下記の書類を揃えて提出してください。
○ 完了届 ○ 住宅改修の領収書(受領委任払制度を利用する方は自己負担分の領収書) ○ 工事費内訳書(精算書) ○ 改修完了後の写真(住宅改修箇所ごと改修前と改修後が確認できるものとし原則として日付を入れること。)



⑦住宅改修費支給
完了届を提出した翌月以降に支給となります。支給前に通知が届きますので口座等をご確認ください。

介護保険住宅改修実施にあたり

介護保険住宅改修の実施にあたり、住宅改修中に利用者本人の状態が変化した場合は下記のとおり対応しておりますので、実施前に、役場に申請頂き、「介護保険住宅改修事前審査結果」により給付対象となってから、改修工事を行ってください。（※申請前の事前着工は、対象外となります。）

病院や介護保険施設等に入院（入所）中の方

入院（入所）中の方は、在宅で生活していないため住宅改修が必要と認められませんが、退院（退所）後の住宅改修について予め改修しておくことも必要と考えられます。その場合は事前に町に確認をしたうえで住宅改修の申請等を行なうことができます。ただし、※退院できない（死亡、継続して入院等）場合は給付が受けられませんので、内容をご理解の上、着工してください。
（※住宅改修が完成していても、退院できない場合は支給できません。）

在宅の方

在宅で生活をされていた方で、住宅改修の途中で資格喪失（死亡、転出など）された場合は、※資格喪失時点までの工事費用が支給対象となります。
（※工事完了後の金額ではなく、資格喪失時点までに出来上がっている部分の経費分のみ支給となります。）

申請中の方

緊急・やむを得ない場合で、認定結果の前に工事を着工される場合、ケアマネージャーとご相談の上、役場に事情を説明の上、着工してください。
改修中に、状態の変化があった場合は、上記の「施設」「在宅」と同様の対応となります。
（※また、認定の結果が「自立」となった場合は、支給対象となりませんのでご注意ください。）

その他ご不明な点は、お問い合わせください。

〒384-2305
北佐久郡立科町大字芦田2532
町民課 高齢者支援係
電話 0267(88)8406
有線 2311